

鳥取県職員採用試験

〔令和8年4月採用予定 アルムナイ採用〕

受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 3 階
電話 (0857) 26-7034
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

この試験は、過去に鳥取県職員として採用されて一定期間の勤務経験を有している方を対象に、再度、鳥取県職員として採用する選考試験です。

1 受付期間、試験日、試験会場

受 付 期 間	随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） ◎ 持参又は郵便若しくは信書便のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付時間以外に持参されても、受理できません。 【最終受付日】 令和8年1月30日（金）（必着） ※郵便又は信書便による場合は、令和8年1月30日（金）午後5時15分までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。
試験日及び 試験会場	受験票に記載する日時及び場所 ※応募受付後、試験日程等を決定します。

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、採用予定日、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	採用予定日	主な配属先
事務、保健師、社会福祉、総合化学、薬剤師、農業、畜産、獣医師、林業、土木（農業土木を含む）、保育士	各職種 1名程度	職種等に応じた職務	令和8年4月1日	本庁、総合事務所、教育委員会事務局等 （※警察本部以外の全ての部局）

（注1） 採用職種は、原則、退職時の職種と同一とします。

（注2） 募集職種及び採用予定者数は欠員状況等によります。欠員状況等により選考を実施しない場合がありますので、最新の情報は鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課のホームページをご確認ください。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/320691.htm>）

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和41年（1966年）4月2日以降に生まれた人

(2) 資格要件

次の要件を全て満たす人

① 鳥取県職員としての勤務経験を5年以上有すること

※休職、停職、育児休業その他の休業期間を除く（連続して3か月を超えるものに限る）。

※次に掲げる職務経験は除く。

- ・地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・地方公務員法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員
- ・地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
- ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付職員
- ・地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付職員

② 鳥取県職員を退職した日の翌日から起算して採用予定日が5年以内の人

③ 対象となる職種が資格・免許を必要とする場合、該当する資格・免許を有していること

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内容
勤務成績による評価	300点	在職期間中の勤務成績に基づく評価
アピールシート試験	300点	①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題します。 ※アピールシートは、人物試験の参考資料とします。
人物試験	600点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

勤務成績による評価、アピールシート試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。

なお、勤務成績による評価、アピールシート試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課のホームページに掲載し、あわせて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、受験者全員に可否を文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	勤務成績による評定、 アピールシート試験 及び人物試験の得点、 合計得点及び順位	採用候補者発表日 から1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期及び条件

（1）採用時期

採用は、原則として令和8年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

（2）職位・給与

ア 職位及び初任給

職位は、退職時の職と同等以下の職での採用となります。

また、初任給は、鳥取県職員、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決められます。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

（3）勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

（4）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

提出書類	申込書 1 部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで必要事項を記入の上、提出してください（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です）。 返送用封筒 1 通・・・受験票を郵便により返送するため、<u>110円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕をあわせて提出</u>してください。
申込先	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3階 電話(0857)26-7034、7033 [持参により申し込む場合] 上記へ直接ご持参ください。 [郵便又は信書便で申し込む場合] あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（アルムナイ採用）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	◎受験票は応募のあった都度、試験日程を調整の上、受験者に郵送します。 ◎試験日時、試験場所を記載して返送します。 ◎受験票に記載した試験日時にやむを得ず受験できない場合には、応募は無効となります。再度受験申込の手続を行ってください。

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票を持参してください。
- (3) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考>日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。
 [代表例]
 - ①公権力の行使に該当する業務
 - (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
 - (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 - ②公の意思形成への参画に携わる職
 当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。